

●香川県告示第217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により平成20年7月7日中土指道第7号（香川県告示第327号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成22年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 廃止年月日 平成22年5月12日
- 2 指定を廃止する道路の位置 丸亀市田村町字道西1628-1、1628-7及び1634-3
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.24メートル
延長 5.95メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。